

在台北海外事務所の開設をめぐる日本外交の主体性 — 国民政府外交档案からみた戦後初期日中関係の形成 —

張 宏 波
(PRIME 所員)

1. 問題の所在

サンフランシスコ講和会議にこぎ着ける連合国の事前交渉の過程では、国共内戦を終えたばかりの中国の処遇が大きな問題となった。内戦に勝利した大陸の中華人民共和国政府を会議に招請すべきであるとする英国⁽¹⁾ やソ連と、内戦に敗れ台湾に敗走した中華民国政府を引き続き正統政府として招請すべきであるとする米国との対立である⁽²⁾。講和会議の実現を優先した米国は、中国のいずれの政府と日本が講和するかについては独立回復後の日本による決定に委ねる形の講和を主導し、1951年9月8日にサンフランシスコで西側諸国のみを相手とした「片面講和」が結実した。

同講和が国会承認を受け内閣での批准を経て1952年4月28日に発効した同日に、国民政府を相手とした「日華講和」が結ばれた。8ヶ月という短期間で、いずれを相手としてどのような対中講和を結ぶかを取りまとめることは容易ではないため、講和以前から準備が進められていたと考えられる。筆者はそれを敗戦直後から始まる蒋介石との連携関係に見出す立場から戦後初期の日中関係の形成を研究してきた⁽³⁾。敗戦後の接收時に武器や占領地を蒋介石・国民政府のみに引き渡したことに始まり、日本軍参謀の国防部顧問への留用、さらに技術者の大規模な留用等の形で、日蒋間に密接な連携が築かれていたからである。以下で検討するように、市場規模の大きな大陸・人民政府とはなく台湾の蒋介石・国民政府と政府間貿易

関係を樹立しようとしたことも、こうした日蒋連携の一環として捉えることができる。ただ、従来の研究では、「日華講和」という結果は、「吉田書簡」に代表されるアメリカ側の圧力の産物であり、講和実現まで日中関係なるものは存在しなかった、吉田茂首相兼外相はイデオロギーにはあまりとらわれておらず、むしろ戦後復興のために文化的歴史の繋がりも深い大陸を重視し、人民政府と関係を持ちたいと考えていたとする見方が支配的であった⁽⁴⁾。1945年8月の敗戦から52年の「日華講和」交渉に至るまでの日中関係に関する日本側史料がほとんど公開されていないため、筆者の立場からの研究を深めるには困難な側面があった。

ところが近年、三浦陽一、陳肇斌や豊下楯彦らによる英米や日本の対日講和関連史料の発掘・研究や、台湾で国民政府関連史料の公開が進んだことから、この時期の日本と国民政府間のやり取りに相当程度迫ることができるようになってきた⁽⁵⁾。筆者も2007年度から台湾最大の公文書館である国史館で本格的な史料収集を行っているが、公開が進まない日本側史料の欠落を相当程度補う内容であることが分かってきた⁽⁶⁾。そこから明らかになってきたことは、戦後初期の日中関係は、日本と国民政府側が米国の「言いなり」になってきたというより、かなり主体的な動きをとっていたこと、しかもその動きの方向性は共産党政権にイデオロギー的に反対する「反共連携」と呼ぶべき性格のものであったことである。

本稿はこの点について、日本在台北海外事務所の開設過程（1950.9-1951.11）に焦点を当てて明らかにしていくものである。後段で述べるように、敗戦・被占領下で外交権が停止していたなかでも、日本には諸外国との貿易が許されており、貿易の円滑化、居留民の財産および戸籍事項の取り扱い等のために設置されたのが日本政府在海外事務所である。同事務所には外交特権こそ与えられないものの、外務省から代表も派遣されていた。敗戦国としては「事実上の講和」がなされているのと同等の象徴的意味を持った存在であった。被占領国としては破格の待遇がなされた背景には、冷戦の拡大によって日本の戦略的地位が高まっていたことがかかわっている。ただ、戦後日中関係形成期におけるこうした厚遇の意義については、これまでその歴史的事実さえほとんど知られることなく、したがって研究も皆無といえるほどである。外務省条約局長としてサンフランシスコ講和全権団に随行した西村熊雄による『サンフランシスコ平和条約』でも、この前後の経緯には触れずその結果だけが言及されているにとどまっている⁽⁷⁾。

そこで、本稿では、主に国史館史料に基づいて、日本在台北海外事務所開設の政治過程を明らかにすることを目的とする。とりわけ、同事務所の開設や代表派遣の受け入れを日本から要請しておきながら、国民政府側での受け入れ決定後は一転して派遣を遅らせ続けるという不可解な対応に終始したことの意味は何かを問いたい。その過程を明らかにするなかで、必ずしも米国に翻弄されていたわけではない双方の動向が浮かび上がってくると考えている。

第2節では、海外事務所開設の背景について、第3節では国民政府側で受入が決定されるまでの過程、第4節では事務所の開設が引き延ばされる経緯、第5節では事務所問題が講和交渉と一体化していく流れを検討する。

2. 海外事務所開設の背景

(1) 被占領下日本にとっての中国市場

1945年8月に日本の外交権が停止され、内政・外交は全てGHQの管轄下に入った。ところが、早くも1946～47年頃から、米ソ対立が次第に激化していくという新しい事態により状況が変化する。米国は、占領負担の軽減や日本国民の対米感情のため、必要最低限の海外貿易を再開させて日本の復興を急がせようとした。植民地および海外市場を失って食糧難、原材料難に苦しんでいた日本側にとっては歓迎すべき事態であり、とりわけ大きな供給先であった中国との貿易再開は大きな意味を持っていた。

外務省は1946年4月段階で外務省参事官・大野勝巳が「日華関係正常化ニ關聯セル諸問題及國交修復ニ至ル過渡期間ニ於ケル援助要請事項」なる文書を国民政府側に非公式に手渡し、積極的に働きかけている⁽⁸⁾。同文書では「中國トノ貿易再開問題」が扱われており、当時GHQを通じて日本が輸入を要求していた物資のうち、中国からのそれとしては以下の物品があげられている。

石炭	500千トン（北支）
鉄鉱石	200千トン（中支）
塩	1050千トン （北支、満州、台湾）
米	250千トン（台湾）
大豆	600千トン（満州）
砂糖	200千トン（台湾）
燐鉱石	120千トン（北支）
飼料	40千トン（北、中支）
マグネシアクリンカー	28千トン（満州）
粘土	14千トン（満州） ⁽⁹⁾

さらに、日中間で通常貿易が再開された場合には、1930年の生活水準を1950年には回復していると仮定して、中国から以下の物資を輸入したいとの構想も合わせて示されている。

米	2850千トン（台湾）
---	-------------

		一部朝鮮より
大豆	850千トン	(満州)
砂糖	1100千トン	(台湾)
食料塩	500千トン	(北支)
油脂及原料	400千トン	(北、中支)
		一部南方より
豆糟ソノ他 (肥料トシテ)	100千トン	(満州)
飼料 (高粱、玉蜀黍、ソノ他)	1000千トン	(満州、北、中支)
鉄鉱石	3300千トン	(満州、中支、南支)
コークス用炭	2500千トン	(北支)
耐火材	200千トン	(満州) ⁽¹⁰⁾

この史料からも、一大原料供給地として中国を重要視する認識が戦前から変わっておらず、同時に「原料ヲ輸入シテコレニ加工シテ製品ヲ輸出スルコトニヨツテ支拂ヲセネハナラス」日本としては「輸出品ノ需用者トシテモ」中国が重要であると考えている点も変わらない。ただ、原料供給地としての中国といっても、実際にはほとんどが「北支」や「満州」などの大陸地域であり、台湾からの物資は米や砂糖、塩に限られている点は見逃せない。「米國ト並ンデ日本ニトリ最モ重要ナル貿易相手國」であるのは共産党が政権を取った大陸であるにもかかわらず、後に講和の相手を台湾の国民政府としたのは、一見すると米国の圧力の大きさを裏付けるかのようである。しかし、近年公開された当時の日本⁽¹¹⁾および国民政府の外交史料からは、日本自身も蒋介石の率いる国民政府との講和を望んでいたと読みとれるものも少なくない。実利的な貿易相手国としての人民政府を講和相手として選択しなかったのはなぜだろうか？

(2) 日中戦争後の国民政府にとっての対日貿易

他方、国民政府側は、日本の降伏によって大陸

の広大な地域や台湾を正式に接収したものの、とりわけ台湾の近代産業の基盤が植民地時代に日本の産業構造を補完する形で整備されたため、復興のためには日本の技術や人的支援を必要としていた。後に国共内戦で敗退すると、大陸反攻に備えて復興を急ぐためにも日本との貿易を含む協力関係をいっそう望むようになった。1948年8月に日本との海外貿易に関するGHQの制限が緩和されると、民間レベルの貿易を中心にして砂糖や米、バナナなどがやり取りされた⁽¹²⁾。しかし、政府間関係が存在しないままでの貿易では、契約の履行や決済上の問題、渡航手段や渡航人数の制限が生じた際に、民間の力だけではその解決ができず、貿易に悪影響を及ぼしていた。そこで、海外貿易制限がさらに緩和され、政府間貿易の樹立を目指す動きが高まった⁽¹³⁾。

台湾省政府⁽¹⁴⁾は1948年11月に「台日貿易弁法大綱草案」を起草し、日本との貿易をより円滑に拡大させることができるよう、GHQを通じて日本側との交渉を開始した。事務レベル協議を経て、1950年9月には、台日双方による正式な貿易会談が開催され、金融協定、貿易協定、貿易計画の三協定を含む「台日通商協定」に調印、政府間貿易関係が樹立した⁽¹⁵⁾。この際、日本側は、双方の貿易業務を取り扱う窓口として台北に海外事務所を設立し、日本側商務代表の台湾への派遣を受け入れるよう、外務次官・太田一郎が国民政府駐日代表団に要請している点が重要である。被占領国である日本がかなり踏み込んだ要求をなしうる情勢になっていることを物語るからである。事実、駐日代表団はこの要請を国民政府外交部に報告する際、代表団の意見として、「対日講和が二国間で行われる情勢になっていることから、日本は経済発展のために中共に引かれやすい。我が方はまず日本と商務上の半外交関係の基礎をつくっておき、将来の講和の道の開拓に寄与すべき」と外交部長に伝えており、日本の要望を全面的に受け

入れることを提案している⁽¹⁶⁾。

このように国民政府や間に入っていたGHQが敗戦国側の過剰ともいえる要望を全面的に受け入れたのは、1949年後半に中国の内戦で共産党が勝利し、中華人民共和国の成立が宣言され、翌年には朝鮮戦争も勃発し、東アジアでは冷戦が「熱戦」として展開されたことが大きく関係している。米国は「防共の砦」として日本を是が非でも自由主義陣営に留めておく必要が生じた。逆に、内戦で台湾に敗走した蒋介石国民政府の国際的地位は低下し、朝鮮戦争が始まるとさらに日本の戦略的地位は高まっていった。被占領国ではあったが冷戦の開始に伴い講和の意味づけが変わり、日本の意見や動向を連合国が軽視できない状況になっていたことを利用し、日本は最大限の要求をするようになっていたのである。国民政府としては、対日講和に参加して中国の正統政府としての地位を国際社会に承認させることが譲れない一線となっていた。在台北海外事務所の開設と海外商務代表派遣受け入れの問題は、こうして対日講和という大きな国際政治の舞台において、国民政府にとって講和相手＝正統政府として承認されることで国際的地位を維持しようとする講和問題とリンクしていくのである。

これ以降の動向に関する詳細は、近年公開された外交部档案「日本派遣海外商務代表 案件」を通じてはじめて知ることができるようになった。以下、主に同档案に沿って日本の在台北海外事務所の開設と海外商務代表派遣の過程を検討する。

3. 海外事務所設立・代表受け入れ決定までの政治過程

1949年に始まった日本との貿易に関する検討は、50年9月に通商協定が結ばれた後も軌道に乗るまでさらに時間を要した。とりわけ海外事務所の新設および商務代表派遣の受け入れについては、以下で検討するように、最終的に51年11月まで2年

以上もの時間を要することになる。

駐日代表団から外交部に伝えられた日本側の意向、つまり海外事務所の新設及び商務代表の派遣受け入れについては、50年10月から11月にかけて国民政府内で検討された。その結果、基本的に同意することになり、その意思は11月に駐日代表団長宛に通達された。

[50年11月末（日付不詳）

外交部→行政院：報告書（筆者による要約）]

日本商務代表の台湾派遣案の進捗報告

米国に開設する際の進め方：GHQを通じて開設を日本政府に要請する形を取った。事務所の権限についても米国によって決められていた。

我々は立場が異なり、関係国に配慮する必要があるが、これは技術的問題。

よって、外交部は駐日代表団に随時指示し対応する。

[50年11月末（日付不詳）

外交部→駐日代表団・何世礼団長：外交電報]

①米の進め方に倣って開設を許可する、ただ、立場上、全く米と同様に実施する訳にはいかない部分もある。

②台湾省政府が事務所の「権限範囲」を制定したため、同封する。日本商務代表の派遣方法を検討作成し、外交部に提案するよう。

③日本商人來台案⁽¹⁷⁾について経済部は、すでに関連部門を招集し検討を重ね、代表派遣案件が落ち着いたあとに商人來台案件を具体的に実施する。同案件は、必要な時にはGHQおよび日本側に伝えても可。

④対日外交は、新たな局面に差し掛かっている。我が方も迅速に新たな状況に対応する必要がある。本案件を取り扱う際にもこの点に留意する必要がある。

以上各点につき、指示通りに実施し、また随時

部に報告するよう。

事務所の開設及び商務代表派遣の受け入れは既に決定事項とされ、ここではその具体的な手順に関する指示を外交部が発信している。事務所や代表の権限決定については、米国での海外事務所開設の進め方を手本にするという指示である。台北に先立って、50年5月にはアメリカの5ヶ所に海外事務所の開設、代表の正式派遣が既になされており、同様に同年10月段階で11ヶ国⁽¹⁸⁾に事務所開設が正式決定されていたからである。ただし、国民政府としては、政治、経済、軍事などあらゆる面で日本と協力関係を結ぶ必要があると同時に、最大の戦争相手国として受けた被害も最大規模であり、その戦争処理がまだ終わっていない段階では、米国と同様に日本の要求を右から左へと受け入れるわけにもいかず、難しい舵取りを迫られていた。それでも、日本と近い将来に講和を結び、中国を代表する「正統政府」の国際的地位を維持し反共協力関係を公式に形成する目標を優先した。事務所の権限・処遇については台湾省政府が案を出し、国民政府内で了承され、代表派遣・受け入れの準備が進められたのである。

50年12月29日、〔駐日代表团→外交部：外交電報〕では、日本もGHQも台湾での海外事務所開設に前向きである感触を伝えている。

(1)我が方の非公式の打診に対して、もし日本政府が同意しかつ外貨に問題がなければ、中国政府がGHQを通じて通知したような形で台北に海外事務所を開設するように日本政府に要請して構わない、とGHQ側は考えている。日本政府が中国側の条件に同意した場合、まず、派遣予定メンバーのリストを中国側に提出し、中国側がそれに同意すれば、開設を公表する。(2)日本海外事務所の権限については、米国で開設した際に開設要請のなか

で権限について盛り込まれており、その内容は、フランスおよび南アメリカ諸国の要請を緻密に研究・検討したものであり、我が国の場合は特別に必要ななければ米国に倣って権限を規定するのが適切である。新しい内容を盛り込むとGHQおよび日本側が同意するかどうかかわからず問題になりかねない。(3)日本側について。陳地球顧問⁽¹⁹⁾が日本外務次官・太田と面会・相談し、太田の話によれば、台湾で海外事務所を開設することを切望している。我が方の要請がGHQを通して日本に届いたらすぐに手続きを取る。(4) (略)

この外交電報とはほぼ同時に作成された「中国での日本海外事務所開設の件」というタイトルのGHQ宛て英文メモ書きでは、同事務所の基本機能と代表の権限案が提起されている。「貿易の促進」と「日本居留民の財産保護、戸籍事項に関する業務」が2つの柱とされ、特に後者では商務代表の権限には外交特権や旅券関連業務が含まれない点などが明記されており、「大使」とは一線を画するものであることが強調されている。

敗戦国・被占領国の枠内にはとどめつつも、日本側の意向や要求に最大限に応えようとする国民政府の姿勢がここから伺える。このような形で「海外事務所の開設」や「商務代表の派遣」を受け入れるという態度表明は、日本と国民政府とのあいだに「事実上の講和」が結ばれることを象徴的に示すものであり、講和相手としての承認を得たい国民政府にとっても必要なことであった。

翌51年1月23日付けでも、駐日代表团長・何世礼は、外交部長・葉公超宛外交電報で、日本やGHQから得た好感触をもとに正式な関係樹立を急ぐよう重ねて要請している。

日本駐海外代表の件、迅速に処理するよう、要望。講和交渉を間近に控えてきており、開始前に実現できると、メリットあり。部の意向を伺う。

講和交渉が始まってしまうと、独立回復の時期が遠くないという見通しから、海外事務所を急いで開設する必要性はないという判断を日本側が下す可能性が強まる、と駐日代表団が考えていることが分かる。そのため、講和交渉が始まる前の早い段階で、台北事務所や代表派遣について正式に決定することで、日本国民の対国民政府感情を良好なものにしておくことは、講和交渉の上でもメリットがあると考えられている。

この駐日代表団側からの催促に対して、外交部はすぐに反応し、同日に外交電報を返している。

[51年1月23日 部→駐日代表団何团长：外交電報]
日本に駐台海外代表の派遣を要請する件
以下の要点に従って適切、迅速に処理するよう求める。
(略)

この後すぐに行政院での検討決定、蒋介石の批准を経て、正式な通達として日本商務代表の派遣受け入れを進めるよう、外交部、駐日代表団に指示が出された。

[51年2月1日 行政院→外交部：通達]

[表紙]

日本派遣商務代表來台案

本案につき、1月23日にすでに米を手本に処理するよう駐日代表団長宛に通達。本件は、閲覧後、駐日代表団に通知し進捗を報告するよう求める。

[本文]

「令外交部」

三十九年十二月一日外(39)東一字七六三五号

四十年一月二十二日外(40)東一字四〇〇号

上記報告は、台日貿易促進のためのものであり、また經濟部より日商來台貿易辦法について報告があったため、二案をあわせて検討した。本年1月17日付け本院第一六八回会議決議をして、「日本派

遣商務代表來台案は、実施を許可する。ただ、日商來台案は、多方面にかかわるため、しばらく見合わせる」こととなった。蔣総統の批准を得、ここにて指令を發す。

中華民國四十年[〃]月[〃]日 院長 陳誠

[51年2月9日

外交部→駐日代表団何团长：外交電報]

日本に商務代表の派遣を要請する件

院の決議に則って実施するよう。また、進捗状況を部に報告するよう。

これら一連の史料は、50年11月の段階で国民政府側が在台北日本海外事務所の開設および商務代表の派遣を受け入れる方針を日本側に伝えているにもかかわらず、翌51年2月になっても日本側から公式な応答を得ていないが故の対応が続いていることを示している。事務所の開設と海外代表派遣は日本側からの要請であるため、国民政府側で受け入れが決まれば早い段階で実現されるという見通しを持って不思議ではないし、国民政府側もそれを期待していたといえる。この日本側の対応の“遅れ”は何を意味するのだろうか。

4. 引き延ばされる事務所開設

(1) 日本側の“遅れ”と講和交渉の展開

3月に入り、日本からの応答を待つ一方で、先に日本からの商務代表を受け入れた各国の対応を調査・報告するよう、外交部は各大使館や領事館に指示を出している。日本の対応が遅れているため、他国の事情も調査していかにスムーズに進められるかを知ろうとしたものと考えられる。代表の処遇や事務所の運営については既にアメリカに倣うことを決定しているにもかかわらず、このような指示を出しているところに、国民政府側の焦りが読みとれる。

〔1951年3月22日 外交部→駐フランス大使館、
ニューヨーク・サンフランシスコ総領事館、タイ
大使館：外交電報〕

日本派遣駐海外代表に関する件

駐在国政府から便宜が図られたり、公務上の協
力があつたりするかどうか、調べて報告するよう
に。(略)

また、同時に、駐日代表団には、機会を見て早
期派遣を促すよう指示している。

部長〔の指示メモ——引用者〕

再度駐日代表団に打電し、GHQに催促をし、一
日も早く実現して日台間の商務に寄与するよう我
方が望んでいることを伝えるべきだ。

公超 三月二十二日

3月に入っても何度も同様の指示がでているの
は、日本在台北海外事務所の開設許可を出したに
もかかわらず、一向に進展がないことに国民政府
がしびれを切らしていることを示している。一見
不可解にも思われる日本政府の対応には、この交
渉の裏側で同時に進んでいた講和交渉を合わせて
検討すると、意味のない“遅れ”ではないことが
見えてくる。この時期の講和交渉に関する研究は
いくつか揃ってきているため⁽²⁰⁾、簡潔に振り返っ
ておきたい。

1949年には国共内戦での国民党の敗北が確定的
となり、12月には国民政府は台湾へ敗走する。翌
1950年に入ると、1月には米国が国民党への軍事
援助を停止し、英国は北京の人民政府を承認する
など、国民政府が正統政府としての地位を主張す
ることは困難な状態になっていた。1950年6月に
朝鮮戦争が勃発すると、9月には対共産圏封じ込
め政策の遂行を急ぐ米国が対日講和を推進させる
ことを表明した。これを受けて、同年10月には米-
国府間の講和交渉が開始された。交渉の最大の争

点は「代表権問題」であった。内戦に敗北して実
効支配地域が台湾周辺のごく狭い範囲に限られる
国民政府を、対日講和の主体とすることを認めな
い英国やソ連の反対があつたからである。反共封
じ込め政策を展開している米国は国民政府の代表
性を支持したが、強行すると講和そのものが実現
しない。インド、オーストラリアなどの関係国も
国民政府の招請に反対していた。これに対し、国
民政府自身は、日本による侵略戦争の当事者であ
つたことを根拠に、他の連合国と対等の立場・中国
の正統政府として講和に参加することを一貫して
主張し続けたのである。代表性をめぐる米-国府
間の交渉は最終的に講和会議直前まで8ヶ月以上
の膠着状態が続いた点が、本稿においては重要で
ある。

事態が動き始めるのは翌51年6月になってから
であり、中国招請問題に関する英米間の対立を収
束する妥協案として、講和会議には中国代表を招
かず、いずれの政府と講和をするかの選択は独立
後の日本に委ねる形式を取ることで調整が進んで
いた。この頃になると、国民政府も多数国間講和
への参加が困難であることを認識しはじめ、7月
には方針を転換する。つまり、多数国間講和と同
じタイミングで日本との二国間講和に調印するこ
とで、正統政府としての地位を固守しようとした
のである。ただ、代表性に関する懸念はなお残り、
多数国間講和直前の8月になっても、米-国府間
の交渉は続いた。米国としては、「全中国の代表」
というフィクションにすぎない国民政府を相手に講
和を結ぶという形式を日本に強制することはでき
なかつたからである。したがって、講和条約の効
力が及ぶ「適用範囲」を実効支配地域にとどめる
ことを米国は繰り返し要求したが、依然として国
民政府はこれを拒否し続けた。結局、9月4日に
サンフランシスコで多数国間講和会議が開催され
たが、中国代表は参加できなかった。しかし、講
和会議後、国民政府は「適用範囲」に関して譲歩

する姿勢を見せ、「正統政府として」日本との二国間条約を締結するという目標を優先することにしたのである。

以上のとおり、本稿で検討している台北事務所開設・商務代表派遣に関する交渉の過程は、同時に講和交渉の過程と重なっていたことがわかる。とりわけ日本側の対応が不可解なほどに慎重になっていく50年後半は、講和交渉が膠着状態にあった時期と重なる。英米の妥協により国民政府が講和に招請されない可能性が高まり、他方で独立の回復が見えてきた日本は、国民政府の窮状につけ込む形でできるだけ有利な条件を引き出した上で国際社会に復帰することをねらって、様子見を続けていたことが見えてくる。その姿勢を引き続き新史料から明らかにしていこう。

(2) 引き延ばしにみられる日本政府の対中国認識

日本政府の対応の“遅れ”は、官僚が中心になって動いているために時間を要しているという考え方もできる。しかし、時期は少し遡るが、海外事務所問題に首相が直接関与していたことが記されている史料がある。

〔50年11月29日 部長→地球兄：書簡〕

(一) 日本商務代表派遣に関して。(略)

(二) 芦田均が述べた、吉田首相が人を台湾に派遣し双方の連絡を担当させる件について、外交部内の検討を経て賛成する結論になっている。現在行政院の批准を待っている。ただ、実施に当たって、技術上綿密・慎重にする必要あり。GHQの意見も適切なルートを通じて尋ねておく必要あり。この点は、〔何〕世礼兄に伝えて進めるよう頼む。

吉田茂の前任首相であった芦田均（在任期間1948年3月-10月）も台北事務所への代表派遣に何らかの形で関与していたことが明らかである。これは日本外務省側の史料が未公開のためこれま

で知られていなかった事実である。先に挙げた太田一郎のような外務官僚が主導していたからこの問題が進まなかったわけではなく、政府首脳が中国との関係や国民政府の扱いについて直接関与していたことを伺わせる点で、貴重な史料である。党派の違う芦田も関与していたことから、中国との関係は党派を超えて注目されていたことを物語っている。

さて、海外事務所開設・商務代表受け入れが行政院で決定されたことが日本側に通達された後も、日本からの正式な反応がないなか、51年3月26日付で、駐日代表団・何团长は外交部に次のように打電した。

海外事務所開設の件、今月14日に、書面にしてGHQ外交組にすでに提出。

GHQと日本政府側は、国民政府の要請に基本的に同意、問題は経費の捻出。

このときはじめて「口頭」ではなく公式「書面」でGHQに要請しており、より強く推進しようとする姿勢が表れている。「経費の捻出」が問題になっているというのは、外貨不足に苦しんでいる日本の財政事情が事務所開設の“遅れ”の原因であるとする日本政府の見解を、報告したものである。このGHQへの公式の要請は1ヶ月後に好感触を伴って戻ってくる。

〔51年4月14日

駐日代表団・何团长→外交部：外交電報〕

海外事務所開設の件につき、二度にわたり公式にGHQに相談、要請。要請はGHQを経由してすでに日本政府にわたり、日本側も同意するとのこと。GHQ側からは、最終的な検討を経て、早ければ来週の内に具体的な決定を行うであろうといわれている。

また、この頃、先に各大使館や領事館への調査・報告を要請した海外商務代表の処遇や業務に関して、報告が戻ってきている。50年11月には11ヶ国に設けられていた日本海外事務所が、51年4月段階にはビルマほか加わり17ヶ国に増えていた。代表の権限に関しては、外交特権こそ付与されないものの半外交官待遇となっているケースもあり、開設すること自体に当該国との間に「事実上の講和」がなされていることを示す象徴的な意味が大きかった。

同時に、短期間のうちに6ヶ国も増えた事実から、手続きや経費の問題が障害となって開設が遅れているのではないことを、この段階で国民政府側ははっきりと認識したはずである。

この間、日本政府が国民政府をどのように見ていたのかを示す直接的な史料は公開されていないが、米国政府との講和交渉のなかで中国代表問題について意見を求められた際の対応から間接的に知ることができる。代表問題に関する返答を検討した外務省担当者は、その結論の素案を51年5月18日にまとめた。

(1)共産党政権に署名させることに、同意し得ない。自由陣営の一員として共産世界に対抗して行こうとする日本として、これは、明言すべきである。(2)国民政府に他国政府と同時に調印式で調印させる方式(Bの1)は従来からの米国の態度からくる当然の帰結である。(略)(3)平和条約に署名すべき中国代表の問題は、現在のところ法律的に解決不能であり、政治的にも極めて困難である。関係国すべてを満足させる解答はあるまい。見透しとしては、結局、時日をかけて中国代表問題が解決するまで、中国の条約参加を延期することになる外あるまい。(略)しかし、日本からこの方式がよいということは米国と国民政府を失望させる。だから、日本は「中国代表問題のような手続き問題のため平和条約の署名が延引されることは、は

なはだいかんである。1日も早く1国とでも多くの国と平和関係に入りたいのが日本の熱望である。」ということを書いてやることで、満足すべきである⁽²¹⁾。

「吉田書簡」⁽²²⁾の半年前にこうした考えが外務省から出ているということは、同書簡が必ずしも一方的にアメリカの圧力に屈したのではなく、日本独自の外交姿勢——講和を“敗戦処理”の場とみなさず、“できるだけ有利な立場で国際社会に復帰する”場とみなす——が早くから形成されていたことを示している。

翌19日、この外務省の検討結果に関する報告を受けた吉田は、「国民政府が他の連合国と同じ調印式で署名するのを希望する」との趣旨に修正せよと指示した。これを受けて、外務省は早急に簡潔な返答案を作成し直した。

「日本政府は、イ 共産政権の署名を好まない。ロ 国民政府が、他の連合国と同時に、同一の儀式において、署名することを好ましいと考える。日本政府は、従来多年にわたって関係をもってきた国民政府が同じく自由陣営の一員としてその地位を強化してゆくことに、関心を持つものである。(略)」⁽²³⁾ (傍点強調は引用者)

しかし、井口貞夫外務次官は、この案は早期講和を望む日本として明らかに主張が強すぎる面があると判断し、同日午後吉田茂首相と直接検討した結果、文面から口の第2文を削除し、口頭で伝えることになった⁽²⁴⁾。吉田には利害の錯綜する国際情勢へ配慮する米国や日本の外務官僚よりもいっそう強い「反共」姿勢があったことが伺える⁽²⁵⁾。

日本が日米交渉の中でこうしたやり取りをしていることから考えると、台北での海外事務所の開設および商務代表派遣を遅らせているとしかみえ

ない対応は、いわば「物事の裏面」にすぎないことが見えてくる。国民政府とは「反共」という点で政治的志向を共有するが、他方では正統政府としての地位が風前の灯になっている窮状を前に、引き延ばすことによっていっそう有利な関係で国民政府との講和を結ぶことができるという思惑があったがゆえの“遅れ”であった。

5. 事務所開設問題から講和交渉へ

しかるに、日本政府のもくろみ通り、国民政府側はさらなる譲歩を示し、早期開設・代表派遣の実現を重ねて要請することにした。

〔51年6月15日 外交部→駐日代表团：外交電報〕
〔行政〕院 日商來台し、貿易を展開することを許可。現下、実施について検討中。

口頭で日本側に知らせると同時に、商務代表の派遣案について進捗状況を確認しよう。

海外代表だけでなく、保留扱いになっていた日本商人の台湾渡航、貿易業務への直接的従事をも許可するまで譲歩し、日本が代表派遣を遅らせている表面的理由を口実にさせず、早期派遣の実現を働きかけるよう指示している。

ところが、講和草案がほぼ確定していた7月に入って、国民政府は新たな情勢に直面する。日本を訪問していた立法委員の齊世英⁽²⁶⁾が、井口外務次官からこれまでの流れを覆す重要な決定を聞かされ、対日政策の中心者で蒋介石側近であった張岳軍（「張群」の字）に打電した。

先日の夜、井口は次のように語った。(1)英米両国はロンドン会議で中国の講和参加問題について議論したが平行線を辿った。英国は講和に参加しないと脅しをかけたため、どちらが参加するかについては棚上げにした。(2)英国および極東の他の半数以上の国の意見が決まる前に、日本と国民政府

との間の講和はしない方がよい。(3)平和条約発効までわが代表团はこれまで通り存続する。ただ、適切な人物が吉田および関係者との連絡を担当し、並びに将来のための準備作業を展開する。しかし、すべては名を捨てて実を取る。(4)駐台貿易代表部は設立しないことに決定。河田烈を顧問として台湾に派遣する予定である。(5)犬養日わく、日本政府は国民政府と中共とのあいだで機を見て甘い汁を吸うようなことはしない、国民政府は誤解が生じないよう世論を指導するように。(6)吉田は、7日に私を箱根旅行に招待した⁽²⁷⁾。

井口が伝えたのは、台北に海外事務所は開設せず、代わりに戦前に大蔵次官や大蔵大臣を歴任した河田烈⁽²⁸⁾を国民政府の顧問として台湾に派遣し、台湾の復興を支援するという新しい計画であった。国民政府が多数国間講和に参加できなくなったとしても、日本と国民政府との間に名目にこだわらない実質的な協力関係を構築するために、河田という「適切な人物」を派遣することにしたのである⁽²⁹⁾。この日本政府の方針転換については、日本側の史料の欠落により詳細を知ることはできない。しかし、この新展開を受けた米国や国民政府の対応の中から、変化の意味をある程度読みとることができる。

国民政府は当然ながらこの打電内容に驚き、駐日代表团に再確認させたところ、派遣中止は決定ではないという返答を得た。代表团は事態を楽観視する報告を外交部に送っている。

〔51年7月30日 駐日代表团→外交部：外交電報〕

海外事務所の開設の件について、以前既にGHQの同意を得ている。我が方は、何度も日本側と接触して交渉を重ねている。日本側は計画通り代表を派遣する予定であり、ただ、人事経費の問題はまだ解決していないと答えている。(略) GHQが井口次官に確認したところ、外務省は既に派遣に

同意しているとの回答。(略) 代表団が日本側に確認する度に、日本側は派遣すると毎回表明している。团长としての判断では、派遣に変更があるとは考えられない。ただ、日本側は積極的ではなく、引き延ばすところがある。ただ、外貨の申請は難しいことがらである。今後自ら日本側に働きかけて、促していく。

他方、米国側も日本と国民政府との関係がどのように進展しているのか確認してきた。

[51年7月19日

駐米大使顧維鈞→外交部：報告電報]

ダレスは、対日講和に関する我が方の状況を尋ねた。日本は駐台海外商務代表を派遣する予定があり、GHQは許可したが、すでに台湾に到着したか、と。政府に確認してから返答すると応じた。

[添付の会談記録から]

ダレス「日本は駐台海外商務代表を派遣する予定があり、GHQは許可したが、すでに台湾に到着したか。あなた方は受け入れに賛成していないのではないか」

顧「我が方は既に同意している。ただ、GHQが許可を出しておらず、我が方はなお催促中であると聞いている」

ラスク國務省極東担当國務次官補「GHQはすでに許可を出しており、現在日本政府の出方を待っているところである」

顧「日本の海外商務代表が直接二国間講和交渉についての折衝を担当すると考えているのか」

ダレス「二国間講和交渉は台湾で行われるべきだと閣下が主張していたから、現時点ではこの代表が少なくとも国民政府側と貿易協定について直接交渉できると考えている」

顧「朝野を問わず我が国が対日講和交渉に参加できないことに深く憤慨しており、平和条約問題に注目している。商務協定などの問題は、二の

次の話だと考えている」

長い引用であるが、本稿においてはこのダレス－顧維鈞会談の内容はきわめて重要である。まず、商務代表の派遣に関してGHQが既に許可を出していることをダレスは明言している。そして、日本側の正式な対応が遅れている原因が国民政府側の受け入れ体制にあるのではないかと訝っているのである。これに対し、国民政府の側も、慎重に過ぎる日本の背後にGHQの圧力があるのではないかと懸念している。しかし、この両者のやり取りによって、遅れ続けているのは日本の主体的動向以外の何物でもないことが明白になってくる。また、米国は日本側商務代表を必ずしも講和交渉の代表として位置づけていたわけではなかったことに対する顧大使の強気の発言からも、日本と国民政府が決して米国の思惑に一方的に翻弄されていたわけではない実態が垣間見える。

講和会議直前の8月に入ると、国民政府は二国間講和の方へ舵を切っていく。以下の報告電報からも分かるように、このあと講和会議を経てその発効を待つだけになる以降の時期には、台北事務所開設の実質的意味は次第に薄れていき、講和交渉と一体化するようになっていく。

[1951年8月4日 葉外交部長－ランキン公使会談記録(於 国民政府外交部)]

ランキン「國務省より知らせが入り、国民政府側がもし日本との二国間講和交渉の開始に同意すれば、國務省はできるかぎり日本政府に商務代表派遣を促し、また貴国政府と二国間講和交渉の権限をもつ上級担当者を派遣するよう日本政府に提案する。」

葉「國務省の考えはたいへん素晴らしい。われわれはこの件が速やかに進むことを望んでいる。昨年冬以降、われわれは商務代表の來台を期待しているが、日本政府はひたすら引き延ばして

いる。我が方は数回にわたって GHQ 側にも接触していると表明しているが、何の反応も得ていない。最近、日本側は外貨不足を表明しているが、それは言い訳にすぎないと考えている。先週にも、何世礼将軍はこの件について GHQ 側と接触し、もし日本側に本当に誠意があり、代表派遣に必要な外貨が本当に不足していて派遣できないのであれば、我が方は解決の方法を講じて支援することができると表明した。」

ランキン「外貨不足という理由は私も信用していない。あなた方が台湾ドルを提供し、後日東京で何らかの方法で精算することもできるからだ。」
(中略)

葉「(略) 商務代表の派遣は既に六ヶ月以上も先延ばしになっている。あなたが確実な日取りを明確にしないかぎり、この件は懸案になるだろう。」
ランキン「この件については、一兩日中に回答する。」

この葉-ランキン会談でも、両国とも、商務代表の派遣の遅れが日本の意図的なものであること、そしてその対応を不誠実であると評価している。それでも国民政府は、日本の外貨不足を支援するという譲歩案まで提起している。

ランキンが葉の意を受けて、日本側にあらためて商務代表派遣を速やかに促すことを約束した翌 8 月 5 日、中央通信社(中華民国国営通信)は日本政府が台北に海外事務所の開設を望んでいると報道した。これまでは非公開の交渉であったため、新聞等で公表されたのは初めてであった。国民政府は当然ながら、なぜ自分たちに公式に回答することがないまま、突如新聞発表を行ったのか訝った。

[1951年 8 月 6 日 外交部→何团长：外交電報]

日本外務次官・井口貞夫が以下の通り発表した。
日本政府はできるだけ早い段階に台湾に連絡機構

を設立し、領事および貿易業務を行うことを希望している。政府は既に外務省の設立計画を許可している、と。これは、日本側の海外代表派遣・來台を意味しているはずだ。速やかに日本側に確認し、状況をみて歓迎の意および早期の実現を望んでいることを表明するように。結果報告を待つ。

不誠実極まりない日本の対応にもかかわらず、国民政府は日本との二国間講和を締結するためにその意向を歓迎する指示を出している。日本にとっても国民政府にとっても、講和後にできるだけ有利な位置を占めたいという利害が最後まで優先されていたことがここでも確認できる。上に見た「事務所不開設の方針転換」および「突然の報道機関への発表」という日本側の不可解な“揺さぶり”も、対応を“遅れ”させて相手に最大限の譲歩を迫ろうとする一連の流れの中に位置づければ、敗戦国でありながら最後まで主導権を握ろうとする主体性が発揮された一面として理解することができよう⁽³⁰⁾。

[本稿は、2007-08年度日本学術振興会科学研究費補助金(萌芽研究)「日本在台湾海外事務所の成立過程に関する調査研究-戦後日中関係史の再構成にむけて」(研究代表者 張宏波)[課題番号 19652066]の成果の一部である]

註

- (1) 中華人民共和国と日本との関係が回復されない場合、日本は東南アジアに進出しなければ経済が成り立たず、それに伴う日英競争を回避するため、イギリスは、台湾の中華民国政府の参加に強く反対した。
- (2) 1949年10月1日、大陸に中華人民共和国政府が樹立して以降、台湾海峡を挟んだ兩岸の政府は、ともに中国は一つであり、我が方こそ全中国を代表する中国の正統政府で

- あると主張し続けた。以下では、近年の先行研究を踏襲して、中華民国政府を「国民政府」と、中華人民共和国政府を「人民政府」と、両方を合わせて「中国」と表記する。
- (3) 張宏波「戦後日本の対中国政策～原点としての講和に見られた『歪み』～」(一橋大学修士論文、未公開)2000年3月；同『『戦争責任』問題の出発点——戦後中日関係の原点から』『中帰連』第30号、2004年9月、pp.50-59；同『『戦後処理なき講和』の形成前史——1945～51年の中日間における政治・経済・人的交流』(『日華外交史・日台関係史研究フォーラム』口頭報告(北海道大学))2005年1月30日。
- (4) 代表的なものに、高坂正堯『宰相吉田茂』中央公論社、1968年、など。
- (5) 川島真「第2章 台湾における行政文書史料の状況」『東アジアにおける行政文書公開の現状と課題』(文部科学省科学研究費学術創成研究(2)「グローバル化時代におけるガバナンスの変容に関する比較研究」(研究代表者 山口二郎)報告書) <http://www.global-g.jp/eastasia/>でPDFファイルとして公開、2007年3月。
- (6) 国史館で収集した史料の概要とその分析に関しては、別稿を準備している。
- (7) 西村熊雄『日本外交史第27巻 サンフランシスコ平和条約』鹿島研究所出版会、1971年、p.312。
- (8) 国史館所蔵外交部档案172-1。
- (9) 同上、pp.9-10。
- (10) 同上、pp.13-14。
- (11) 日米間の講和交渉に関する記述に見られる。外務省編纂『日本外交文書 平和条約の締結に関する調書』第一冊(I～III)2002年、のIIを参照。
- (12) 日本通商産業省『通商白書』1949年版、「三(二)上半期の民間貿易の状況」。
- (13) 王雨桐「臺日貿易之回顧」『中国経済』1951年11月、pp.2-3。
- (14) 検討主体が「台湾省政府」となったのは、この時点で内戦が激化し、安定した貿易が可能な状態なのは、戦火から遠い台湾省くらいだったためである。
- (15) 中華民国年鑑社編輯『中華民国年鑑』中華民国年鑑社、1952年。
- (16) 1950年9月29日付、駐日代表団長何世礼より外交部長宛の書簡。国史館所蔵外交部档案172-8「日本派遣海外商務代表 案件」中華民国三十八年七月一日～四十年九月。以下、特に出典を明示しない場合は、上記档案からの引用である。形式面では大半が外交電報からなり、その他手書きの書簡や報告書などが含まれている。
- (17) 被占領下では日本の貿易商人が直接台湾に入境する手続きは煩雑で相当困難なものであったため、手続きの簡略化を伴う入境規制の緩和措置を取り、いっそうの貿易拡大を図る案件を指す。
- (18) 米国、インド、ブラジル、フランス、スウェーデン、パキスタン、ベルギー、タイ、ウルグアイ、オランダ、カナダの11ヶ国(通商産業省『通商白書』1951年版)。
- (19) 「地球」とは、駐日代表団顧問・陳延炯の字である。
- (20) 袁克勤「外圧利用外交としての『吉田書簡』」『一橋論叢』107巻1号、1992年1月、pp.91-118；同「日華講和に於けるアメリカの役割」『一橋論叢』108巻1号、1992年7月、pp.60-82；三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』大月書店、1996年；殷燕軍『中日戦争賠償問題：中国国民政府の戦時・戦後対日政策を中心に』御茶の水書

- 房、1996年；葉習民「中華民国政府の対日講和政策と『吉田書簡』(1)・(2)」(研究ノート)『中国研究月報』61巻6-7号、2007年6-7月、pp.35-45, 22-31。
- (21) 外務省編纂、前掲書、pp.293-4。
- (22) 「吉田書簡」とは、独立後の日本が人民政府と接近する可能性を米議会が警戒している中、1951年12月に、米国講和全権ダレスが起草し、吉田茂の名で米国宛に送らせた書簡を指す。将来、国民政府との間に二国間平和条約を締結することを約束することが盛り込まれている。なお、ダレスの起草案に吉田自らが手を入れた箇所には、人民政府が共産主義国家であることを理由に講和をしないという趣旨が含まれていることを筆者は検討したことがある(張宏波、前掲修士論文)。他に、袁克勤、前掲論文、1992年1月；西村熊雄、前掲書、p.315も参照。
- (23) 外務省編纂、前掲書、p.295。
- (24) 外務省編纂、前掲書、p.296。
- (25) サンフランシスコ講和会議全権団に随行した西村熊雄は、中国代表問題に関する吉田茂の考えを次のように記している。「当時吉田総理の抱懐した中国問題に対する考えは、『中国との国交正常化を熱望する。しかし、サンフランシスコ平和条約を否認し国連憲章に反して朝鮮で行動している北京政府を相手に国交を調整する考えはもたない。平和条約第二十六条の二国間平和条約は中国代表問題が国際的に解決されるまで延ばしたい。もっともすでに貿易協定を結び在外事務所を設けて公的關係にはいつて国民政府と平和条約の発効と同時に正常関係を回復する用意はある』というのであった。」(西村熊雄、前掲書、p.315)
- (26) 京都帝国大学への留学経験を有し、戦前から対日外交に携わってきた。国民参政会参議員、立法委員などを歴任し、戦後台日関係の分野で活躍。52年に張群、何応欽らと中日文化経済協会を設立し、理事を務めた。日本の政界、経済界に深いパイプを持つとされる。
- (27) 「齊世英電蔣中正前晚井口談英米倫敦會議中国講和參加問題争執不下」、国史館所蔵蔣中正總統文物・革命文献(档案番号00202040053052) 1951年7月6日。
- (28) 河田烈は後日、日華平和条約の日本全権代表となる人物である。ここでは河田の名が突然出てきたような印象を与えるが、紙数の関係で詳細は記せないものの、他のルートでも河田を台湾に派遣させようという働きかけが行われていたのである。その中心人物は、終戦時に「支那派遣軍」の総司令官であり、敗戦後は蒋介石の軍事顧問を務めた岡村寧次大将である。岡村は蔣の庇護を受けて戦犯を免責され、日本に帰国後は蒋介石支援・反共連携の活動を極秘裏に進めていた。財政・経済に詳しく、経験豊かで、吉田茂とも直接繋がっている河田は、非公式に日本と国民政府との関係を構築するうえで適任だと考えられていた。こうした経緯についてもこれまで明らかにされてこなかったが、国史館史料により解明を進めており、別稿を準備している。
- (29) また、犬養健(犬養毅の子)の名が出ていることも注目に値する。戦前の犬養は、“和平”に応じない蒋介石に抗して汪兆銘政権を樹立した立役者であったが、戦後には逆に国民政府の働きかけで公職追放が解除された。その後、民主党総裁を経てのち自由党に転じ、第四次・第五次吉田茂内閣で法務大臣を務めた。岡村寧次ら旧軍人グループの他にも、こうした保守政治家も国

民政府との連携に関与していたことから、「反共援蔣」は相当の広がりをもつ政治志向であったことがわかる。

- (30) この後も、吉田茂が人民政府との接近可能性を示唆する国会発言をするなど、日本側の“揺さぶり”が続いたことは筆者の修士

論文で検討した。「吉田書簡」もこの流れのなかで理解することができる。最終的に、国民政府および米国からの警戒と反発に対応するため、3ヶ月後の11月17日に台北事務所が開設され、木村四郎七が同代表として派遣された。